

八街市 農業委員会だより

第28号
2011年1月発行

編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1111(代表)

農業委員による農地パトロールを実施しています



会長あいさつ

川野 繁

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年を迎えられ、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、日本の農業は大きな岐路にたたされております。農業の担い手の不足や高齢化、生産基盤となる農地の耕作放棄などの問題が深刻化しています。

そうした中、政府は環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）関係国との協議開始を盛り込んだ「経済連携の基本方針」を閣議決定しました。この例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は、日本の農業に大きな打撃を与えることになるため、今後関係機関・団体と連携し取り組んで行かなければならない問題です。

こうした農業者を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、私たち農業委員会は、その役割と責任を深く受け止めて、七月十九日の任期まで委員全員一丸となって農家の皆様のため一層の努力をさせていただきます。

皆様方におかれましても、本年が良い年でありますことを祈念いたしますと共に、当委員会にご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

農業委員会 ホームページを開設しました。

八街市ホームページ、「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。

① 農業者年金 でゆとりある老後を…

●●● あなたの老後生活への備えは十分ですか？ ●●●

－農業者年金でしっかり積み立て、安心して豊かな老後生活を送ろう！－

農業者年金の特徴

農業に従事されている方は、広く加入できます。

- 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも、加入できます。



終身年金で、80歳までの保証付きです。

- 年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。
- 仮に80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」としてご遺族に支払われます。

自分が納めた保険料による積立方式で、少子高齢化時代に強い年金です。

- 自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。
- 保険料の額は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方は、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

農業の担い手には、保険料の国庫補助があります。

- 認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

◆◆加入等のご相談は八街市農業委員会または JA いんば八街支所へ◆◆

☆ 農業者年金 Q & A ☆



Q. 農地を持っていなくても、加入はできますか？

A. 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している60歳未満の方であれば、自分名義の農地がなくても、どなたでも加入できます！
つまり、配偶者や後継者などの家族従事者や、農地を持たない畜産・施設園芸の方も加入できます。

Q. 保険料の国庫補助について詳しく教えてください。

A. 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれ、必要経費等控除後の農業所得が900万円以下であり、かつ、次の1～5のいずれかに該当する方は、基本となる保険料（2万円）のうち、国からの保険料補助があります！

区分	必要な要件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または区分2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

※保険料の補助が受けられる期間は、

- ① 35歳未満であれば、要件を満たしているすべての期間
 - ② 35歳以上であれば、10年以内
- 通算して最長20年間（補助額は最高216万円）です。

Q. 年金の受給はどのようになっているのですか？

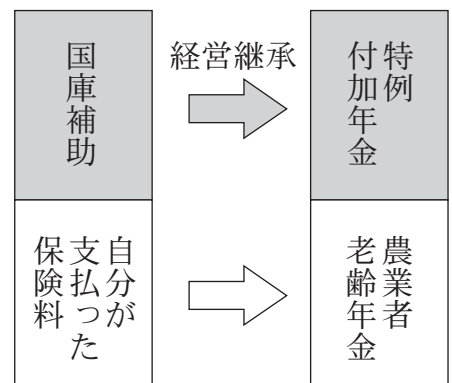
A. 加入者全員が共通して受給できるのは、「**農業者老齢年金**」です。

これは、納めた保険料とその運用益を基礎とする年金で、加入者全員が無条件に、原則65歳から受給できます。

保険料の国庫補助を受けた方は、「**農業者老齢年金**」に加えて、「**特例付加年金**」を受給することができます。

そのためには、農地等の経営継承をして農業経営者でなくなることが必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

「**農業者老齢年金**」については65歳から受給し、「**特例付加年金**」については、本人の体力などに応じて受給時期を決めることができます。



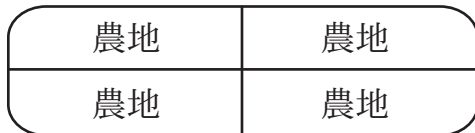
農地転用の規制が強化されています

新たな農地制度により、農地転用の審査基準が厳しくなっています。

◎原則として転用が認められない第1種農地の集団性基準が変更されています。

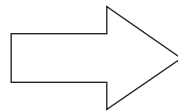
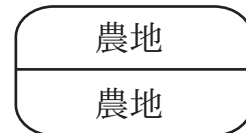
〈改正前〉

概ね 20ha 以上の規模の一団の農地は原則として転用は認めません。



〈改正後〉

概ね 10ha 以上の規模の一団の農地は原則として転用は認めません。



※農振法の改正により農振農用地からの除外も厳しくなっています。
(農振農用地は農振農用地からの除外をしなければ転用出来ません。)

◎転用が認められる第3種農地の条件が一部変更されています。

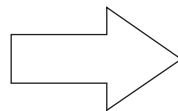
※第3種農地とは、市街化の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地。

〈改正前〉

500m 以内に公共・公益施設（学校・病院等）があり、かつ、水管・下水管又はガス管が埋設されている道路（4m 以上）の沿線の区域

〈改正後〉

500m 以内に公共・公益施設（学校・病院等）があり、かつ、水管・下水管又はガス管が 2種類以上 埋設されている道路（4m 以上）の沿線の区域



これにより、転用可能な農地が減少したため、以前は転用が可能だった区域であっても転用ができなくなる場合があります。

◆◆◆◆◆ 農地の賃借料情報 ◆◆◆◆◆

平成 21 年度中に締結された賃貸借における、1 反歩（10a）当たりの賃借料水準は、以下のとおりとなっておりますので参考にして下さい。

〈畑の場合〉

	地 域（大字名）	最高額	最低額	平均額
①	八街に、八街ほ、八街へ、木原、大木、朝日、富山、沖渡、大関	16,596 円	6,696 円	12,517 円
②	八街い、八街ろ、みどり台	19,600 円	8,649 円	12,975 円
③	八街は、文違、雁丸、榎戸、泉台	15,000 円	10,085 円	13,065 円
④	四木、滝台、山田台、沖	14,016 円	9,170 円	11,511 円
⑤	大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、吉倉、砂、上砂、希望ヶ丘	15,000 円	6,430 円	10,664 円

〈水田の場合〉提供出来る賃借料情報がありません。



～農業・農政の情報誌～
 全国農業新聞を購読しましょう
 ○毎週金曜日発行
 ○購読料 1ヶ月 600円
 ※お申し込みは、
 農業委員または農業委員会事務局へ